

川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、川崎町「道の駅」建築実施設計業務を委託するにあたり、優れた創造性や高度な技術力、豊富な経験等を有する設計者を広く募集し、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 川崎町「道の駅」建築実施設計業務
- (2) 業務内容 川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和7年12月22日
- (4) 予算規模 61,296,400円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案見積金額は、予算規模を超えてはならない。

3. 事業計画の概要

- (1) 施設の名称 道の駅「かわさき」（仮称）
- (2) 建設予定地 福岡県田川郡川崎町大字田原1041-1 他
- (3) 敷地面積 約27,000㎡
- (4) 延べ面積 約2,500㎡
- (5) 用途地域 用途地域指定なし（建ぺい率70%、容積率200%、都市計画区域内非線引き、農業振興地域、農用地区域）
- (6) 概算建設予算(予定) 2,170,000千円（土地取得費、設計費、測量費を除く）
（消費税及び地方消費税含む）
- (7) 事業スケジュール（予定）
建築実施設計業務：令和6年度着手
土木工事：令和7年度着手
建設工事：令和8年度着手
供用開始：令和10年4月

4. 選定方法

受託候補者の選定は、別に定める『川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託事業者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において、本要領及び川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託仕様書に基づき提出された各書類について審査を行い、第一次審査及び第二次審査の評価項目における総配点の60%以上を獲得した事業者の中から総合的に判断して最優秀者1者と優秀者1者を選定する。

また、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀者として選定しない。

※選定委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(1) 第1次審査

第一次審査用提出書類を書類審査し、評価点合計の上位3者～5者程度を技術提案者として選定する。

(2) 第2次審査

選定委員会において、技術提案者から提出された技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、総合的に判断して最優秀者及び優秀者を各1者選定する。

5. 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける技術提案は、事業者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、策定業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な策定作業については、契約後、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者と協議のうえ実施するものとする。

6. 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (ア) プロポーザルに参加する業者（以下「参加表明者」という。）は単体企業であること。
- (イ) 平成26年度以降に元請として受注した業務のうち、「道の駅」と同種、類似又は延べ床面積2,000㎡以上の公共施設に関する建築実施設計業務受託実績を有する者であること。
 - ※同種とは国土交通省に道の駅として登録されている施設をいう。
 - ※類似とは、道の駅と同種施設に準じると判断できる施設（商業施設を併設したサービスエリア、商業施設を併設したパーキングエリア）をいう。
- (ウ) 建築士法（昭和52年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、現在、更正手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、現在、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (キ) 公募開始時から契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (ケ) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (コ) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 業務実施上の要件

配置技術者については、管理技術者及び建築（意匠）・建築（構造）・建築（積算）・電気設備・機械設備ごとに主任技術者を配置するものとし、次の（ア）から（ウ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）資格要件

- （a）管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- （b）建築（意匠）主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- （c）建築（構造）主任技術者は、一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有すること。
- （d）建築（積算）主任技術者は、建築積算士又は建築コスト管理士の資格を有すること。
- （e）電気設備主任技術者は、一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。
- （f）機械設備主任技術者は、一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

（イ）実績要件

- （a）管理技術者は、6（1）（イ）の履行実績を最低1件以上有すること。
- （b）建築（意匠）・建築（構造）・建築（積算）・電気設備・機械設備の主任技術者は、6（1）（イ）の履行実績を最低1件以上有すること。

（ウ）その他の要件等

- （a）管理技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- （b）管理技術者は、主任技術者を兼務してはならない。
- （c）各主任技術者は、他の主任技術者との兼任を認める。
- （d）業務の一部を再委託する場合は、協力事務所を加えることを可とし、当該協力事務所は複数の参加者の協力事務所となることを可とする。ただし、管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は再委託しないこと。
- （e）管理技術者及び各主任技術者は、参加表明者もしくは協力事務所の場合は協力事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。
- （f）配置技術者の変更は原則として認めない。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者として本町が認める者を配置すること。

7. 日程

番号	項目	日程	備考
1	公募開始	令和6年10月7日(月)	町ホームページ・窓口・業界新聞
2	参加表明書等に関する質問受付期間	令和6年10月7日(月)～ 10月15日(火)16時まで	電子メール
3	参加表明書等に関する質問回答期日	令和6年10月18日(金)17時まで	町ホームページ
4	参加表明書等の受付	令和6年10月7日(月)～ 10月24日(木)16時まで	持参
5	第一次審査 書類審査	令和6年10月29日(火)	
6	第一次審査結果通知発送	令和6年11月1日(金)	町ホームページ及び電子メール・郵送
7	技術提案書等に関する質問受付期間	令和6年11月1日(金)～ 11月8日(金)16時まで	電子メール
8	技術提案書等に関する質問回答期日	令和6年11月14日(木)17時まで	電子メール
9	技術提案書等の受付	令和6年11月1日(金)～ 11月22日(金)16時まで	持参
10	第二次審査 ヒアリング(プレゼンテーション)	令和6年12月5日(木)	
11	第二次審査結果通知	令和6年12月10日(火)	町ホームページ及び電子メール・郵送
12	契約締結	令和6年12月13日(金) 予定	

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

8. 質問の受付及び回答

(1) 参加表明書等に関する質問

①提出期限

令和6年10月7日(月)～令和6年10月15日(火)16時まで

②提出方法

下記アドレスに電子メールにて質問すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、川崎町役場企画情報課へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、時間は、9時から16時まで(土・日曜日、祝日を除く。)とする。

川崎町役場企画情報課 アドレス kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

川崎町役場企画情報課 電話番号 0947-72-3000 (内線 301)

③提出様式

電子メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名 川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託に関する質問について

質問の詳細は、「質問書」（様式1）に記載し、電子メールに添付すること。

④回答方法

すべての質問に対する回答は、質問者名を伏せ、令和6年10月18日（金）17時までに、川崎町ホームページ上で回答する。

(2) 技術提案書等に関する質問

①提出期限

令和6年11月1日（金）～令和6年11月8日（金）16時まで

②提出方法

上記の「参加表明書等に関する質問 ②提出方法」を参照。

③提出様式

上記の「参加表明書等に関する質問 ③提出様式」を参照。

なお、質問の詳細は、「質問書」（様式8）に記載し、電子メールに添付すること。

④回答方法

すべての質問に対する回答は、質問者名を伏せ、令和6年11月14日（木）17時までに、第2次審査参加決定者全員に電子メールで回答する。

9. プロポーザルへの参加について

参加表明者は、以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期限までに提出すること。なお、様式を指定したもの以外は任意の様式とする。

(1) 参加表明書等提出書類

番号	提出書類	摘要
1	参加表明書（様式2）	
2	会社概要書（様式3）	・会社パンフレット等があれば添付すること。
3	履歴事項全部証明書 （登記簿謄本）	・発行後3ヶ月以内のものに限る。
4	直近年度の納税証明書	・法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書 ・本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書（完納証明書可） ・川崎町内に支店又は事務所が存在する場合は、川崎町税に未納がないことを証する証明書
5	役員等調書及び照会承諾書（様式4）	
6	業務実績書（様式5）	・参加企業の「6. 参加資格要件（1）（イ）」に関する

		る業務実績内容が分かる契約書等の写しを添付すること。
7	業務実施体制書（様式6）	・本業務を担当する者を全て記載すること
8	配置技術者の経歴等 （様式7-1、7-2）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者の「6. 参加資格要件（2）（イ）（a）」に関する業務に携わったことが分かる業務履行証明書及び契約書の写しを添付すること。 ・各主任技術者の「6. 参加資格要件（2）（イ）（b）」に関する業務に携わったことが分かる業務履行証明書及び契約書の写しを添付すること。 ・管理技術者及び各主任技術者の「6. 参加資格要件（2）（ア）」に記されている資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。 ・配置技術者の参加企業との雇用関係の分かる書類を添付すること。

①提出期限

令和6年10月7日（月）～令和6年10月24日（木）16時までとする。
ただし、土、日曜日、祝日を除く午前9時から16時までとする。

②提出部数

参加表明書等提出書類1～5を1部
参加表明書等提出書類6～8の原本を1部、参加者名・代表者名が特定できないように（黒塗り等）したものを1部提出すること。

③提出方法及び提出先

- 1) 提出書類は、A4サイズで提出すること。なお、添付資料等でA3サイズのものがある場合は、A4サイズにZ折りにして折り込むこと。
- 2) 参加表明書等提出書類2から5を、番号順に並べ、各提出書類の次に各提出書類に必要な添付資料を添えて、左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。
- 3) 参加表明書等提出書類6から8を、番号順に並べ、各提出書類の次に各提出書類に必要な添付資料を添えて、左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。
- 4) 「14 担当部署（提出・問合せ先）」へ持参により提出すること。

④辞退等について

参加表明書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を提出すること。

(2) 技術提案書等提出書類（第2次審査参加決定者）

①技術提案書等は、「川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領（第2次審査参加決定者にメールにて通知）」及び「川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託仕様書」を基に作成し、提出期限までに提出すること。

番号	提出書類	摘要
1	技術提案書提出届（様式9）	
2	技術提案書「川崎町「道の駅」建築実施設計」（様式10）	・「川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領」及び「川崎町

	※用紙サイズA3指定2枚以内	「道の駅」建築実施設計業務委託仕様書」を参照
3	参考見積書（様式11）	<ul style="list-style-type: none"> ・積算内訳書を添付すること ・金額には消費税及び地方消費税を含むこと

②提出期限

令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）まで
ただし、土、日曜日、祝日を除く9時から16時までとする

③提出部数

- 1) 技術提案書等提出書類1は1部提出すること。
- 2) 技術提案書等提出書類2は「川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領」の「1 技術提案書（様式10）の作成における留意事項」に基づいて、15部提出すること。
- 3) 技術提案書等提出書類3は14部提出すること。また、空欄に参加表明者名を記入した上で別に1部提出すること。

④提出方法及び提出先

「14 担当部署（提出・問合せ先）」へ持参により提出すること。

⑤辞退等について

技術提案書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を提出すること。

10. 審査

(1) 第一次審査 書類審査

①実施日

令和6年10月29日（火）

②審査方法

第一次審査用提出書類を書類審査し、総合的に判断して上位3者～5者程度決定する。

③審査項目

審査は以下の項目について行う。なお、審査会での選考は非公開とする。

評価項目		評価事項
第一次審査評価項目	担当チーム能力の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の実績 ・配置技術者の実績 ・配置技術者の経歴 ・配置技術者の保有資格 ・配置技術者の人数

④審査結果

第一次審査の結果は、令和6年11月1日（金）17時までに、川崎町ホームページに掲載する。第一次審査により選定された参加表明者には電子メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。

(2) 第二次審査 ヒアリング（プレゼンテーション）

第一次審査によって選定された参加表明者に対して、「川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託公募型プロポーザルにおけるヒアリング（プレゼンテーション）審査実施要領（第2次審査参加決定者にメールにて通知）」によりヒアリング（プレゼンテーション）審査による選考を行う。

①実施日

令和6年12月5日（木）※時間等詳細については、後日、別途通知する。

場所 川崎町役場庁舎2階 入札室（予定）

②発表時間等

1者準備時間5分、説明時間30分以内、及び15分以内の質疑応答時間を設ける。

説明は技術提案書に沿った内容とし、追加資料は認めない。

③審査方法

選定委員会において、参加表明者から提出された技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、総合的に判断して最優秀者及び優秀者を各1者選定する。

④審査項目

審査は以下の項目について行う。なお、審査会での選考は非公開とする。

評価項目		評価事項
第二次審査評価項目	技術提案の評価	<ul style="list-style-type: none">・業務への取組体制・担当チームの特徴・実務実施上の配慮・工程計画、技術者配置計画の妥当性・業務に対する取組意欲・安全面の配慮がされ、子どもがわくわくし、何度も来たいと思えるような遊び場の考え方・環境の配慮、維持管理コストに関する考え方・建設費用の削減方法に関する考え方
	経済性	参考見積書の価格評価

⑤審査結果

審査結果は、令和6年12月10日（火）17時までに最優秀者、優秀者のみホームページで公表する。第二次審査の対象者に対し、メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。

1.1. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- ①本実施要領、建築実施設計業務委託仕様書、建築実施設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領、建築実施設計業務委託公募型プロポーザルにおけるヒアリング（プレゼンテーション）審査実施要領等で定めた要件、期限、方法を遵守しない場合

- ②参考見積書の金額が予定額を超過している場合（消費税及び地方消費税含む。）
- ③提出書類及びヒアリング（プレゼンテーション）等に虚偽の記載や説明があった場合
- ④不正行為があった場合
- ⑤契約締結の日までに、6 参加資格要件 に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- ⑥その他本実施要領に違反すると認められた場合

1 2. 契約

最優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約行う。最優秀者との契約が合意にいたらなかった場合は、優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

1 3. その他

- ①第一次審査、第二次審査ともに、審査に対する異議の申立ては受け付けない。
- ②本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- ③提出にかかる書類等については、返却しない。
- ④書類の提出後の差し替え、追加、再提出は認めない。また、提出した書類に記載した技術者は変更できないものとする。ただし、配置予定の管理技術者及び主任技術者については、病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ本町の了解を得なければならない。
- ⑤提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- ⑥電子メール等の不着等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- ⑦本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定するものとする。

1 4. 担当部署（提出・問合せ先）

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原789-2

川崎町役場 企画情報課 企画調整係 道の駅整備推進室

電話：0947-72-3000（内線301）

FAX：0947-72-6453

E-Mail：kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp